

# 整備管理者研修補助要綱

一般社団法人 山梨県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「梨ト協」という。）が、隔年で開催される整備管理者研修で使用するテキスト代を、梨ト協の会員事業所（以下「会員」という。）に補助することを目的とする。

## (助成対象)

第2条 1. 山梨県内の営業所に勤務する者であること。  
2. 会費の滞納がない会員とする。

## (助成額)

第3条 テキスト代として上限1,500円とする。

## (補助方法)

第4条 研修受付時に、会員名簿をもとに協会職員が確認し支払いをする。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、細かい内容はその都度梨ト協で決定する。

## (附 則)

1. 平成27年4月1日 制 定
2. 平成29年4月1日 改 正
3. 令和3年4月1日 改 正